

消費生活センター情報

《出会い系などのメールに要注意！》

平成20年2月に悪質な出会い系サイトなどを規制するため、業者の届け出や使用者の年齢確認などが義務付けられましたが、現在でもさまざまな手口で被害が出ています。

特に最近目立つのは、芸能人やお金持ちを装って興味を引く手口です。あたかも「あなただけ」であるかのような内容のメールが送られて来るのでだまされやすいですが、冷静に考えて判断するようにしましょう。

● 芸能人や有名人をかたるケース

- ・名前はニックネームやイニシャルなどで名乗っている
- ・誰にも言えない悩みをあなただけに聞いてほしいと言う
- ・もっと親密な話がしたいなどと、高額な別なサイトへ誘う

● お金持ちをかたるケース

- ・たくさんお金がある(遺産が入ったなど)が使いきれないので使ってほしい
- ・話し相手になってくれればサイトの利用料金は払ってあげる

その他、儲け話などのさまざまな内容がありますが、会おうとするとすぐに都合が悪くなり引き

延ばしてくるなど、これらは高額な利用料金を「だまし取る手段」ですべて嘘です。一度利用してしまうと、利用料金を取り戻したい一心で次々にやり取りをしてしまい、気付いた時には支払えないほど高額になってしまうのです。

● 対処法

- ・携帯電話機能でパソコンからのメールは受信しない設定にする
- ・不審なメールは開かない
- ・興味本位でサイトにアクセスしない

頻繁に不審なメールが来る場合はアドレスが流出している恐れがあるのでアドレスを変更したほうが良いでしょう。

また、出会い系サイトを利用する際は、事前に規約や料金のことを十分に確認するようにしてください。誤って利用してしまった場合など、困ったとき、迷ったときはすぐに消費生活センターへご相談ください。

■ 問い合わせ

大田原市消費生活センター

☎(23)6236

大田原市住吉町1-9-37

《相談受付》

平日：午前9時～正午、午後1時～4時

延長受付：

3月5日(土)午前9時～正午、午後1時～4時

3月4日(金)、18日(金)午後6時まで



消費生活相談員募集

市では、消費生活の安定・向上のために、「消費生活相談員」を募集します。

● 応募資格

次のすべてに該当する方

- ①消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する方
- または栃木県で開催する相談員養成研修に参加できる方

※養成研修予定

期日 6月～8月の平日延べ40日

時間 午前10時～午後4時

場所 宇都宮市(旅費は支給)

②県外宿泊(2～3日)を伴う研修に参加できる方(年1～2回)

③パソコン操作ができる方

④ 募集人数 若干名

● 業務内容

消費生活にかかる相談および苦情

などの処理に関すること

● 委嘱期間 平成23年4月1日～

平成25年3月31日(再任用可)

● 勤務日・時間

月～金曜日のうち2～3日

午前9時～午後4時

祝日および年末年始は除く

● 勤務場所

大田原市消費生活センター(住吉

町1-9-37)

● 報酬

市規定による日給制

● 応募方法

3月23日(水)までに、市販の履歴書(有資格者は認定書の写し添付)を生活環境課に持参または郵送してください。

● 選考方法

簡単な面接を行います。日程は後日お知らせします。

■ 申し込み・問い合わせ

生活環境課市民生活係

〒324-8641

大田原市本町1-4-1

☎(23)8706

「協会けんぽ」の保険料率が変わります

中小企業などで働く方や、そのご家族の方が加入されている健康保険「協会けんぽ」の健康保険料率および介護保険料率が、平成23年4月納付分から次の通り変更になります。

● 保険料率

・健康保険料率

(現行)

(変更後)

9・32% ↓ 9・47%

・介護保険料率(40歳から64歳までの方)

(現行)

(変更後)

1・50% ↓ 1・51%

※詳しくはホームページをご覧ください。

■ 問い合わせ

全国健康保険協会栃木支部

(協会けんぽ)

028(616)1691

☎ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

☎ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>